

摂関政治の実像 —旧来のイメージを更新するには—

東京大学史料編纂所 准教授

黒須 友里江

はじめに

摂関政治を時系列で説明する場合、「藤原氏がいかにして権力を握ったか」というストーリーになりがちである。教科書でも、藤原^{ほっけ}北家が台頭して他氏を排斥していくとともに、天皇の外戚の立場を得て、彼らが摂政・関白として天皇の政務を代行あるいは補佐して国政を動かす摂関政治が成立した、という流れで記述される。もちろんこれが誤っているわけではないが、現在の研究水準にもとづく摂関政治像との間にズレがあることも否めない。本稿では、そのズレはむしろ授業の題材や探究の糸口となるのではないかという期待のもと、現在の日本史学において摂関政治がどのように理解されているか整理する。

1. 政所政治論と戦後の研究

摂関政治のとらえ方として、天皇から国政の実権を奪った摂関家（藤原氏）による政治である、とする「政所政治論」がかつては通説であった。黒板勝美著『国史の研究』（文会堂書店、1908年）は日本の通史のみならず古文書学や歴史地理学といった方法論や歴史の区分法など日本史学について包括的に解説した大著だが、その中の「藤氏^{とうし}擅権期^{せんけんき}」という章で次のような政所政治論が提唱されている。—この時代には律令制度が崩壊し、摂関が国政の実権を掌握^{くしきりょう}していた。その徴証として、本来太政官符（公式令に則った太政官から諸司諸国への下達文書）によって下されていた国政に関する命令が、この時代には摂関家の政所が発給する御教書によって下されるようになっていく。これ以降の政治は政所政治とも言うべき、公私混淆の政治である—。要するに政所政治論とは、摂関家が国政の実権を天皇や朝廷から奪い、

自分たちの家政機関を通じて国政を動かしていた、という理解である。

しかし、戦後になると政所政治論へ疑問が呈されるようになる。それを最も明確に行ったのは土田直鎮である。土田は、政所政治論が多く依拠する『大鏡』などの歴史物語ではなく、古記録（貴族の日記）の読解を進めた結果、摂関家の政所が政治の中心となった形跡はないこと、国政の中心は朝廷であり、それにとって代わる機関が存在したわけではないことを指摘した（土田「摂関政治に関する二、三の疑問」初出1961年・「平安時代の政務と儀式」初出1974年など。いずれも『奈良平安時代史研究』吉川弘文館、1992年所収）。これ以降、古記録が史料として活用されるようになったことで、歴史物語には記述のなかった当時の政治の具体的な方法や様子が明らかにされていく。特に1980年代以降、摂関政治を含む平安時代の研究は飛躍的に進んだ。

土田が指摘したように、古代の朝廷では政治・儀式が一体のものとして機能していた。平安貴族に対してのんびり・おっとりといったイメージを持つ人も多いが、それは現代人には理解しにくい儀式を行っていることに起因すると思われる。しかし、古代においては政治的な手続きも儀式として行われるため、実質と形骸という意味で政治と儀式を切り分けることは不可能なのである。平安時代になると官撰・私撰の「儀式書」（恒例・臨時の儀式の次第を詳しく記した書物）が成立し、また古記録には儀式の様子が詳細に記録された。これらを用いて儀式の構造や意味を分析する研究が盛んになった結果、一見奇妙なものにも思える作法や手順の数々は国家の秩序や政治理念を表すものであり、決して無意味なもの

ではないことが明らかになっていった。

外記政・陣申文・官奏げ き せい じんのもうしふみ かんそうといった太政官における政務処理手続きの構造からは、奈良時代から儀式の形は変化するものの、諸司・諸国からの申請や報告を太政官が受理して審議・決裁し、特に重要なものは天皇の決裁を請う、という基本的な流れは変わらないことが確認された。儀式どうしの関係も明確になり、太政官での審議・決裁は、口頭による伝達を重視した伝統的なタイプの儀式を継続しつつ、実際の審議・決裁は文書での伝達を重視する新しいタイプの儀式により大・中納言と大臣の二段階で行われる、という重層的な構造になっていたことが判明している（黒須「摂関期の政務」大津透編『日本史の現在2 古代』山川出版社、2024年を参照）。

現在では学説としての政所政治論は否定されている。しかし、時代へのイメージという面ではいまだその影響が残っているように思われる。世代によって差はあるだろうが、摂関政治に対して、貴族の贅沢な生活、冗長な儀式といったネガティブな、おもしろくないというイメージをお持ちではないだろうか。というのも、2024年のNHK大河ドラマ「光る君へ」に関わった際、調べてみると63作目にして初めて平安貴族社会が舞台となることがわかり、テーマとしての弱さを痛感したためである。筆者が行ったのは文書などの小道具作成や政治の場面描写の確認であったが、平安貴族を描くノウハウの蓄積が少ないため、紙の使い方や日記ぐちゅうれき（具注暦）の様式など基礎的なところから新たに設定する必要があった。平安時代は世間からは盛り上がりには欠けると思われているようだが、研究している立場から見ると、ダイナミックな政治・社会の変化が起こるおもしろい時代だということを強調したい。

2. 権力のありか

土田は他にも重要な指摘をしている。それは、天皇あるいは朝廷と摂関家とを対立させる図式で考えるべきではないという点である。天皇あるいは朝廷と摂関家を対立させて考える政所政治論に

おいては、摂関家の力が大きくなることはすなわち天皇や朝廷の力が小さくなることを意味する。しかし、当時の権力構造はそう単純なものではなかった。権力構造を考えるにあたっては、誰が・何を・どこまでできたのかを明らかにする必要がある。まずは摂政・関白から見ていこう（橋本義彦「貴族政権の政治構造」初出1976年、『平安貴族』平凡社、1986年所収、神谷正昌『皇位継承と藤原氏—摂政・関白はなぜ必要だったのか』吉川弘文館、2022年など参照）。

摂政の職掌は、次の4つに整理されている。①詔書ぎょかくじつの御画日、覆奏ふくそうの「可」「聞」の代筆。これは、詔書の発給や奏上される文書の受理にあたり、天皇自ら筆をとって文字を記す必要があるが、幼少の場合は難しいため摂政が代行するものである。②官中奏下一切の文書の内覧。これは、太政官から天皇へ奏上される、あるいは天皇から太政官へ下される文書すべてについて内容を確認すること。幼帝の場合は、天皇が決裁できないため、摂政の内覧によって決裁が完了する。③官奏・叙位・除目・伊勢奉幣使・即位の礼服御覧じょの代行。これは、天皇の出御が欠かせない政治上とくに重要な儀式を「摂政儀」とよばれる摂政が代行する場合の特別な次第で行うこと。その時、天皇が出御する場所に摂政が就くのではなく、異なる次第が準備されている。④幼帝の出御儀の扶持しゅうつぎのさき。天皇の出御が必要な場面で、物理的に天皇を補助することである。以上のように、摂政は幼帝の政務を代行するといってもすべてを代行していたわけではなく、国政上必須の役割のみを代行していたという点に注意しなければならない。

関白の職掌は、摂政の職掌の②にあたる内覧（①③④は成人天皇であれば不要）だが、摂政の場合と異なり、関白が行うのは事前の確認で、決裁するのは天皇である。ただし、関白による内覧は機械的な確認ではなく、太政官からの奏上を却下、天皇から太政官へ詔勅を下すことを拒否することができる、非常に大きな権限をとまう行為だった。とはいえ、関白がこの拒否権を濫用したというようなことは史料上見られず、関白の意見を採用す

るかどうかは天皇の判断に委ねられていた。

以上が、幼い天皇の政務を代行する摂政、成人した天皇を補佐する関白、と一般的に説明される両者の具体的な「できたこと」である。大きな力を有したことは間違いがないが、それはあくまで天皇の権力を前提とした力であり、もし天皇の権力が弱まれば摂政・関白の力も弱まるという関係にあった。

また、教科書ではあまり触れられないが、「^ぼ母后^{こう}」（天皇の母である后）が摂関政治において重要な役割を果たしていたことが明らかにされている。母後の持つ力の源泉は、天皇と空間を共有できることにある。本来、天皇と生活空間をとともにするのは妻たちであり、母後の居所は内裏外にあった。しかし、幼帝の出現以降、天皇が母后と同居するようになったことで、母後は日常的に天皇を後見するという力を手に入れた。この後見とは、生活の世話ではなく政治的なものである。その内容は明文化されていないため全容が把握しにくいものの、個別の事例を集めていくと、天皇や皇太子の妻の人選、天皇や皇太子に近く仕える職員の人選、摂政・関白にかかわる人事といった事柄に母后が影響力をもったことがわかる（服藤早苗「王権と国母」初出1998年、『平安王朝社会のジェンダー』校倉書房、2005年所収、古瀬奈津子『摂関政治』岩波書店、2011年など参照）。

ただ、母後は常に同様の影響力を行使したわけではない。その力の強さは権力を構成する人々の中の年長者である時に強く発揮されるという相対的なものであり、また行使の仕方にも個人差があった。さらに言えば、自身が生んだ皇子が即位したとしても、それ以前に自身が死亡してしまった場合には、彼女は母后としての力を行使することができない。権力の行使には、人間の力ではコントロールしがたいものも含めて様々な要素が関わっていたのである。それでも、この時代の母后が政治的に大きな存在であったことは確かで、朝廷の人事が一条天皇の母藤原詮子の縁故によって動いていることを嘆く藤原実資の「母后また朝事を専らにす」（『小右記』長徳3（997）年7月5

日条）という記述は有名である。また、母後の存在の大きさをよく表しているのが「女院^{にょういん}」という地位の出現である。皇太后藤原詮子は出家後に東三条院の院号を授けられ、史上初の女院となった。これは、母后を太上天皇に準じて待遇するものであった。（伴瀬明美「東三条院藤原詮子」元木泰雄編『古代の人物6 王朝の変容と武者』清文堂出版、2005年）

太上天皇（院）も権力を構成する一員であった。奈良時代には、天皇は譲位して太上天皇となった後も天皇大権を有し続けた。しかし、天皇大権どうしが衝突した平城太上天皇の変（葉子の変）を経て、太上天皇は天皇の下に位置づけられ、天皇大権を持つことはなくなった。一方で、平安初期には天皇の「家」が成立したことで、太上天皇は家父長制的権力を持つこととなった。天皇の父である太上天皇が存命している場合、天皇に対して影響力を持つことができた。

そして、権力の中心には天皇が存在した。平安初期以降、天皇のそば近くに仕える男官組織である蔵人所をはじめ、内裏に多くの「所」（天皇の家政機関）が設置される。また天皇の生活空間であった内裏に官僚が出勤するようになり、内裏外で行われていた政務の場も内裏に近い場所へ移動していった。政治は天皇から離れていったのではなく、むしろ天皇に引きつけられていったのである。

国政における天皇の位置づけを、^{じんのさだめ}陣定を例にとって説明してみよう。陣定は国政の重要事項について公卿が行う会議である。陣定は、天皇の諮問があった時に招集される。集まった公卿は末席の者から順番に意見を述べていき、それらは結論を出さずにすべて記録され、その記録が奏上されて天皇への答申となる。天皇はそれをもとに判断を下す。このように、陣定は天皇に代わって何かを決定するものではないことが明らかにされたことで、国政決定権は天皇に帰属することが確認された。

現在の研究で明らかにされているのは、天皇を中心としながらも天皇のみが権力を持つのではなく、摂政・関白、母后や女院、太上天皇といった複数の人物によって権力が構成されていたこと、そ

して彼らのパワーバランスは年齢や役職、姻戚関係といった要素により変化していった、ということである（倉本一宏「一条朝の公卿議定」初出1987年・「摂関期の政権構造」初出1991年、ともに『摂関政治と王朝貴族』吉川弘文館、2000年所収）。

3. 道長の権力

藤原道長は摂関政治の全盛期を築いた人物として広く知られているが、摂政・関白の職掌や政務の構造の研究が進む中で、道長の権力がどのようなものだったかが明らかになっている（大津透『日本の歴史06 道長と宮廷社会』講談社、2001年など参照）。

道長は政権トップであった期間のほとんどである20年近くの間、「内覧」という地位にあった。内覧は、関白の職掌である内覧（ただし関白の有する拒否権はない）を役職化したもので、関白の役割を担うべき者が大臣に至っていないなどの理由で関白に就任できない時に置かれていた。道長も当初は権大納言であったので、関白ではなく内覧に就任した。ただ、その後ほどなく右大臣に昇進している。この時点で関白に移行することができたはずだが、道長はそうせず、内覧の地位にとどまり続けた。

あえて関白にならないという選択は一見不可解に思われるが、この選択こそ道長による安定した政権運営の秘訣だったことが明らかにされている。当時、関白は太政官の政務には直接かわらなかったが、道長はそれを避け、内覧の地位に留まって自ら太政官の政務を取り仕切ることを選んだ。関白に就任せずに摂関政治の全盛期を築く、というのは矛盾にも見えるが、道長のとった方法は、関白の役割と太政官の掌握とを両立させる奇策だったのである。

おわりに―「日本史探究」の素材

ここまで述べてきたような摂関政治研究の成果は、日本史探究という教科に生かすことができる

だろうか。甚だ不十分ながら、どのような素材が活用できるか示してみたいと思う。

まず挙げられるのは、古記録である。摂関政治の時期には、六国史の編纂が途絶する一方で、貴族個人による日記が豊富に残されるようになる。代表的なものとして藤原実資の『小右記』、藤原ゆきなり行成の『権記』などがあるが、中でも藤原道長の『御堂関白記』は、政権トップにあった人物の日記であるとともに、自筆本（陽明文庫所蔵）が現在に伝わっているという希有な史料である。関連書籍も多く、例えば『御堂関白記』から興味深い記事を写真付きで取り上げて解説する倉本一宏『藤原道長『御堂関白記』を読む』（講談社、2013年）や、『御堂関白記』を多様な側面から解説する大津透・池田尚隆編『藤原道長事典―御堂関白記からみる貴族社会』（思文閣出版、2017年）から、授業の目的に応じた部分を探すことができる。また、ユネスコ「世界の記憶」にも登録されていることから、文化財的視点からのアプローチも可能である。また、倉本『平安貴族の日記を読む事典―御堂関白記・小右記・権記』（吉川弘文館、2025年）は同日の3種類の日記を読み比べることでそれぞれの特徴を明らかにする書籍で、探究のヒントとなる。

視覚的な素材としては、先にも触れたNHK大河ドラマ「光る君へ」を挙げておきたい。除目や陣定といった政務の様子、陣座や清涼殿などの空間を映像で示す、現時点では珍しい素材である。

また、藤原実頼、頼忠といった「天皇の外戚でない関白」を取り上げることで、摂関＝外戚という単純な図式を見直すことができる。あるいは、藤原兼家（道長の父）以降決定的となる外戚であることの重要性は、清少納言や紫式部といった高い文化レベルの女房による後宮のサロン化につながることから、文学作品を用いた探究へ発展させることも可能かもしれない。「わかりやすい図式を問い直す」ことが、摂関政治のイメージを更新していく鍵となるのではないだろうか。